

(整理番号 425 )

## 大阪地方最低賃金審議会

### 令和4年度第2回大阪府自動車小売業最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和4年9月2日(金)  
午前9時30分から同11時30分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者  
公益を代表する委員 3名  
労働者を代表する委員 3名  
使用者を代表する委員 2名
- 4 議 事  
大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨  
大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
  - ・ 労働者代表委員からは、労働組合がない7割の未組織労働者の賃金引き上げが必要である。事務局作成の資料から、平均賃金の下限が1,083円であり、企業の支払能力はある等の理由から改正決定の必要性は有りとする主張があった。
  - ・ 使用者代表委員からは、全国販売台数は2019年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大、ウクライナ情勢により減少し、2020年度は販売台数が500万台に届いておらず、このような状況の中で、地域別最低賃金は2年続けて引き上げとなり、今年度は1,023円になったこと等の理由から改正決定の必要性は無しとする主張があった。全体協議、個別協議が行われたが、労使合意に至らず、次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。